

議案第二号

三朝町監査委員余任の決定について

次のとおり三朝町監査委員余任を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年貳月拾貳日原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



# 三朝「 監査委員条例

(昭和 年 月 日)  
条 例 第 年 月 号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

以下「法」という。)第二百二条の規定により、町監査委員(以下「監査委員」という。)に関し必要な事項を定める。

(監査委員の定数)

第二条 本町の監査委員の定数は、二人とする。

(議員のうちから選任する監査委員の数)

第三条 議員のうちから選任する監査委員の数は、一人とする。

(定期監査)

第四条 法第九十九条第三項の規定による監査は、毎年六月及び十二月に行なう。

2 監査委員は、前項の監査を行なうときは、あらかじめ、その日時を町長に通知しなければならない。

(臨時監査)

第五条 監査委員は、法第九十九条第四項の規定による監査を行

第四編 執行機関 (監査委員条例)

なうときは、あらかじめ、その日時を町長に通知しなければならない。

(請求又は要求に基づく監査)

第六条 監査委員は、法第七十五条第一項若しくは法第九十八条第二項の規定による監査の請求があつたとき、又は法第九十九条第五項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は監査の要求を受理した日から十日以内に監査に着手しなければならない。

(財政的援助等を与えているもの及び指定金融機関に対する監査)

第七条 監査委員は、法第九十九条第六項又は法第二百三十五条の二第二項の規定による監査を行なうときは、あらかじめ、その日時を当該監査をうけるものに通知しなければならない。

(決算の審査)

第八条 監査委員は、法第二百三十三条第二項又は地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十条第二項の規定により、決算及び証書類その他必要な書類を審査に付されたときは、その日から二十日以内に意見を付けて、町長に回付しなければならない。

(現金出納の検査)

第九条 法第二百三十五条の二第一項の規定による毎月の出納検査

(為中文)

第四編 執行機関 (監査委員条例)

は二十日に行なう。ただし、その日が日曜日又は休日と当るときは、これを繰り下げる。

2 監査委員は、やむを得ない事由があるときは、前項の期日を変更することができる。

(基金運用状況の審査)

第十条 監査委員は、法第二百四十一条第五項の規定により基金の運用の状況を示す書類を審査に付されたときは、その日から二十日以内に意見を付けて、町長に回付しなければならない。

(職員の賠償責任の決定等)

第十一条 監査委員は、法第二百四十三条の二第三項の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から二十日以内に、同条第四項の規定による意見を求められたときは、その日から十以内に町長に通知又は提出しなければならない。

(告示及び公表)

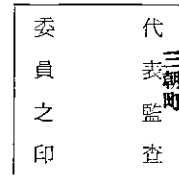
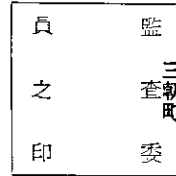
三朝町

第十二条 監査委員の行なう告示又は公表は、公告式条例(昭和十五年三朝町条例第 号)の定める告示又は公表の例により行なう。

(公印)

第十三条 監査委員及び代表監査委員の公印は、次のとおりとする。

る。



(その他)

第十四条 この条例に規定するものを除くほか、監査の執行に関して必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三朝町監査委員条例の廃止)

2 三朝町監査委員条例(昭和十四年三朝町条例第三号)は、廃止する。